

平成26年度 事務事業評価調書（平成25年度実績分）

事務事業名	緊急雇用住宅防火追跡調査事業				
所管部局	消防局	部局長名	蒲原 利明	予算事業名	緊急雇用住宅防火追跡調査事業費
所管部署	予防課	所属長名	徳久 浩司	予算事業科目(平成26年度)	010901010298

1 事業の位置付け

2011 高知市 総合計画・実施計画施策体系での位置付け						
施策の大綱	04 地産の環	施策 24 いきいきと働ける社会づくり	72 地域における雇用創出	法律・政令・省令	法定受託事務	若年求職者を中心とした就職を支援するために、求職者と求人側のマッチング支援を行うとともに、求人側の求める人材に合った求職者の能力育成等の事業を実施するなど、ミスマッチの解消を図ります。 また、構造的な失業への対策として、様々な産業分野の振興を通じて、幅広く雇用の受入枠の拡大を図ります。
政策	24					
施策	72					
2 事業の根拠・性格						
法律・政令・省令						
県条例・規則・要綱等	高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金交付要綱					
市条例・規則・要綱等	高知市住宅防火追跡調査事業実施要綱					
その他(計画、覚書等)						

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	前回調査時に住宅用火災警報器未設置世帯の約5万世帯が対象			
意図	どのような状態にしていくのか	住宅用火災警報器未設置世帯に住宅用火災警報器を設置していただき、住宅火災による死者をなくす。			
手段	事業実施体制等	住宅防火追跡調査員を雇用し調査業務を行う。	事業開始年度	平成24年度	
			事業終了年度	平成25年度	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	住宅火災からの死者発生防止のため、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられたのに伴い、前回各家庭を住宅防火調査員が訪問して住宅用火災警報器等の設置状況を聞き取り調査し、その結果住宅用火災警報器が設置されていない住宅が、約5万世帯あり、これらの住宅を再度訪問し設置状況を確認しリーフレット、パンフレット等を配布し住宅用火災警報器等の設置促進を行う。			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A	未設置世帯全ての訪問(世帯)	平成25年度6月末までに住宅用火災警報器未設置世帯の全て訪問完了		
	B				
	C				

4 事業の実績等

		23年度	24年度	25年度	26年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標		37,000	4,833	未設置世帯全て訪問完了後留守世帯を中心に訪問を実施	
		実績		43,506	7,675		
	B	目標					
		実績					
	C	目標					
		実績					
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)		12,198	2,307	平成24年7月1日から平成25年6月30日までの1年間の事業	
		財源内訳	国費 (千円)				
			県費 (千円)		12,198		2,307
			市債 (千円)				
			その他 (千円)				
			一般財源 (千円)	0	0		0
	翌年度への繰越額 (千円)						
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	0	1,480	1,460	0	
		正規職員 (千円)	0	1,480	1,460	0	
		その他 (千円)					
		人役数 (人)		0.20	0.20		
		正規職員 (人)		0.20	0.20		
		その他 (人)					
		総コスト=①+② (千円)	0	13,678	3,767	0	
市民1人当たりコスト (円)		0	40	11			
年度末住民基本台帳人数 (人)	337,875	338,397	336,845		総コスト/年度末人口		

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

- 設置していない世帯を回れたことで、住宅用火災警報器の必要性について再度認識していただき、ある一定の広報効果は得られたと考えられる。
- 調査時に留守である世帯が多数あり、それらの世帯の設置状況が把握できていない。
- 町内会単位で住宅用火災警報器を購入しているところがあるが、訪問した際に設置せずに置いてある世帯がある。
- 老人世帯では購入設置についても、「買ってきてくれんかのう」「付けてくれんかね」などの声があり、フォローアップが必要である。

6 所属長評価

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	B	3.0	<p>本事業は、高知市消防局として実施しなければならない。住宅用火災警報器を高知市内全世帯に設置していただくよう、普及啓発を行う事業であり、人的（戸別訪問し普及啓発をするための人員）にして経費的（パンフレット、チラシの作製のため）に、国の緊急雇用対策に基づき、県が行う事業で「高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金交付要綱」により実施する事業を活用したものである。</p> <p>ただ、住宅用火災警報器設置には市民に経済的負担を強いるため、設置義務に理解を得られないことがある。</p>
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
② 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B			
	B (3) 横ばいである				
	C (1) 少ない、減少している				
	D (0) ほとんどない				
事業内容の有効性	③ 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	A	4.0	<p>前々回調査時に住宅用火災警報器未設置であった48,339世帯のうち昨年中に43,506件の訪問ができたことから残りの4,833世帯を期間中に全て訪問調査を実施した。残った時間で留守であった世帯の再訪問を実施し本年度の実績として7,675世帯の訪問をすることができた。</p> <p>事業の実施については、特に問題なく、活動については順調に進んだ。</p> <p>今回の事業は前回の調査時の未設置世帯に限定した調査であるが、前回の調査時に留守だった世帯については一部しか調査できておらず、まだ全体の状況が把握できないこともあり今後の調査課題と考える。</p>
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
④ 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B			
	B (3) 概ね妥当である				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 見直しが必要である				
事業実施の効率性	⑤ 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	5.0	<p>100%補助金による事業であるため、アウトソーシングはできない。</p> <p>他に類似事業等ないことや、コストについては全額補助金であることから、現状が望ましい。</p>
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
⑥ 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	A			
	B (3) 概ね効率的にできている				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 十分可能である				
事業実施の公平性	⑦ 事業の受益者が特定の個人（団体）等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	<p>住宅用火災警報器について、設置しなくてはならない旨を高知市内全世帯を回って通知していくため、十分な公平性を保っている。</p> <p>100%補助金による事業で、対象経費についてもその要綱の中で縛りがあり、その枠内で実施していることから問題ない。</p>
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
⑧ 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A			
	B (3) 概ね適正な負担割合である				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 検討すべきである				
総合点	17.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 改善を検討し、事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 部局長評価

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	<p>これらの事業については、国の緊急雇用対策に基づき、県が行う事業の「高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金」を利用し実施してきたが、今後この制度が活用できなくなっても、今回の事業での経費的ノウハウを活かし、一般財源からの支出も視野に入れた事業施策を実施する必要がある。</p> <p>また、今後、南海トラフ巨大地震に備えて、地震火災を防ぐために市民むけに地震ブレーカー、地震コンセント等を広報していく必要があるが、それらについては今まで実施してきた、住宅用火災警報器普及啓発事業とあわせて取り組む必要があることから、今後新たな出火防止対策推進事業として市民に広報を進めていく必要がある。</p>
B 改善を検討し、事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--